

ひたちなか市議会総務生活委員会

令和4年12月20日(火) 午前10時開議

議事堂第2, 第3委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第96号 ひたちなか市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第97号 ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

議案第98号 ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第99号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について

2 請願・陳情

請願第30号 人事委員会設置に関することについて

○出席委員 8名

総務生活委員会	鈴木道生	委員長
	深谷寿一	副委員長
	萩原隆行	委員
	宇田貴子	委員
	大内健寿	委員
	加藤恭子	委員
	薄井宏安	委員
	井坂章	委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

総務部	小倉健	総務部長
	川崎佳久	総務部参事兼人事課長
	西野浩文	総務課長

鈴木 寿 和 総務課長補佐兼文書法制係長
高野 順 一 総務課文書法制係主事
白田 佳 宏 人事課長補佐兼係長
磯崎 直 美 人事課行政改革推進室長
清水 浩 幸 人事課係長

○事務局職員出席者

議会事務局 鯉 沼 光 人 次長補佐
佐 藤 ゆかり 主幹

総務生活委員会

令和4年12月20日(火)

午前9時58分 開会

○鈴木（道）委員長 これより総務生活委員会を開きます。

本日の付託案件は議案4件、請願1件、以上5件です。

まず、審査に入る前に、本日の委員会から萩原隆行議員が総務生活委員として出席しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速審査に入ります。

審査の進め方については、最初に議案を審査した後、請願の審査を行います。

以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、最初に、議案第96号 ひたちなか市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第97号 ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

提出者の説明を願ひます。小倉総務部長。

○小倉総務部長 それでは、議案第96号 ひたちなか市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及び議案第97号 ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につきまして、一括してご説明を申し上げます。

○鈴木（道）委員長 それでは、着座にて説明を願ひます。

○小倉総務部長 失礼します。ありがとうございます。

まず、議案第96号につきまして、配付いたしました資料のほうをご覧ください。カラー刷りのA4、1枚の資料でございます。

まず、条例制定の背景といたしまして、これまで国、民間、地方公共団体、それぞれで制定をされておりました個人情報保護制度の法体系を一元化いたしまして、個人情報の保護、それと、デジタル化に伴うデータの流通を両立させることなどを目的として、昨年度、国において個人情報の保護に関する法律が改正をされました。この改正法は地方自治体に直接適用されることとなりますことから、各自治体において改正法を施行するための条例が必要となりまして、本市においても改正法を施行するために必要な事項を本条例において定めるものでございます。

本市において改正法を施行するために必要な事項につきましては、資料中央より下に記載された条例規定事項の3項目であります。1項目めとして、条例で定めることが必須な事項において、開示請求における手数料を定めております。また、2項目めの条例で定めることについて地方自治体に裁量のある事項では、1点目の本市個人情報保護運営審議会への諮問を定め、2点目の理念的事項として法の施行状況の公表などを規定しております。

これらの規定につきましては、本市個人情報保護法制の諮問機関であるひたちなか市個人情報保護運営審議会に対しまして、本条例に規定する内容について諮問をいたしましたところ、この3項目を規定することが適当である旨の答申を受けているところでございます。

続きまして、議案第97号についてご説明申し上げます。

別途お配りしております資料2枚目です。ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてをご覧ください。

改正法によりまして、個人情報保護法制の審査請求における諮問機関の法的位置づけに変更が生じたために、当該条例の制定が必要となったものでございます。

法的位置づけの変更につきましては、資料の①から⑥に沿って概要をご説明申し上げます。なお、この資料は条例の制定が必要な理由を説明するためのものでありまして、制定に至る理由を6つの項目に分けて順番に記載したものとなっております。

まず①で、今回、国における法改正が行われ、②で、個人情報保護制度の審査請求の諮問は行政不服審査法第81条第1項または第2項の機関に対して行うことが規定されました。

このことにつきまして、③の現行のひたちなか市における個人情報保護制度の審査請求の諮問機関でありますひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会は、審査法の第81条第1項または第2項の機関とはなっておりません。このため、本市の諮問機関であるひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会を行政不服審査法第81条第1項または第2項の機関に位置づけることが必要となりました。

④で、行政不服審査法第81条第1項または第2項の機関は、その組織、運営に関し必要な事項を条例で定める旨、これは審査法の第81条第4項において規定をされております。このため、⑤で、これまで規則において定められておりましたひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会の組織、運営に関しまして、必要な事項を条例において定める必要が生じたものでございます。

これに伴いまして、⑥で、これまでひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会に係る規定が複数の例規にまたがっており、複雑であったものも併せて一本化することで是正をするため、本条例を制定しようとするものであります。

補足といたしまして、資料下段の表の1をご覧ください。表の1は、現状の審査会に関する規定であります。その下の表の2が、本条例制定後の審査会に関する規定を示した表となっております。比較して見ていただきますと、これまで複数の例規にまたがって規定されていた事項が、今回制定する1本の条例にまとめて規定されていることがご確認いただけると存じます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木（道）委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 議案第96号についてですけれども、まず、本市の今あるひたちなか市個人情報保護条例ですけれども、これは、自治体が保有する個人情報は、税の徴収などのために公権力を行使して取得したり、市民サービスを受けるために市民が自ら申請、届出に伴って義務として提出された市民の個人情報について、先ほどの本市の今ある個人情報保護条例では、市が保有する個人情報等の開示を求める市民の権利を明らかにすることにより、公正で民主的な市政の推進を図り、もって個人の権利利益を保護することを目的とすると、こういう目的を持っている条例なわけです。これは、個人情報の権利の主体は住民自身であって、その権利利益を守ることが自治体の責任だとされていると思うんですが、このことが今回の国の法改正に伴う新

たな条例制定に伴って、この個人情報の考え方がどのように変わるのかということについてご説明をいただきたいと思います。

○鈴木（道）委員長 西野総務課長。

○西野総務課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

これまでの個人情報保護条例は自治体がそれぞれ制定しておりましたので、個人情報の保護の水準にばらつきが生じておりました。一方で、今回制定されました個人情報保護法は、個人情報保護制度の共通ルールを設けることによりまして、個人情報の保護について現行条例と同水準を確保しながらも、国、自治体、民間事業者間のデータの活用を円滑に行うことを目的としたものでございます。

以上でございます。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 保護の水準にばらつきがあったといっても、これは各自治体それぞれがそれぞれの住民に対して責任を負う形で個人情報を保護していたので、これはばらつきがあるのが当然で、そうやって住民の個人情報を守ってきたと、自治体は。だと思っんです。それがデータ利活用に邪魔になるということで今回の改正がされるわけですけども、そうしますと、これまでの個人情報の収集は本人から直接収集するという原則、それから、集めた個人情報は目的外には利用しちゃいけないという原則、それから、外部に提供してはいけないという原則、それから、オンライン結合の制限などの原則が、これまでは本市の個人情報保護条例にあったわけですけども、そういう原則があって、例外とする場合は運営審議会の意見を聴くというような形であったわけですけども、これが今後どうなるのか、個人情報の取扱い方や運営審議会の役割がどうなるのかということについて伺います。

○鈴木（道）委員長 西野総務課長。

○西野総務課長 ただいまのご質問なんですけど、個人情報の収集、目的外利用、外部提供、オンライン結合につきましては、今後につきましては個人情報保護法の規定に基づき実施することとなります。これらの実施の可否の判断につきましては、国の個人情報保護委員会から適宜基準が示されることにより、判定基準の統一が図られまして、これまでより厳格な対応が実施できるものと考えております。

また、個人情報保護運営審議会に対しましては、これまで実施しておりました個人情報の収集、外部提供、オンライン結合に関する諮問ができなくなりますが、条例の改正などの重要事項については、調査、審議する機関として引き続き存続させていく方針でございます。

以上でございます。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 これまでより厳格に行われるという答弁でしたけれども、どう考えても今後は、個人情報をデータとして活用するというアクセルを踏む方向に対して、個人情報を守るというブレーキの方向を同時に踏んで、どちらかといえばデータ活用するというアクセルを強く踏む、そういう法改正の目的だと思っんです。それに対して、今後、本市はどうやって市民の個人情

報を守ることができるのかということについてのお考えはどうか伺います。

○鈴木（道）委員長 鈴木総務課長補佐兼文書法制係長。

○鈴木総務課長補佐兼文書法制係長 ただいまのご質問にお答えいたします。

国の個人情報保護委員会から適宜基準が示されるということになっているんですが、これにつきましては、判断の可否について問題があるかどうかをこちらから聞くものなんですが、地方自治体にとっては、適宜基準が示されることによって判断の弾力性がなくなっていくということになっていきますので、守っていくという面では、国が一括して、その基準に基づいて判断をしていくということになっていきますので、弾力性はないんですが、国の個人情報保護委員会に適宜判断を求めながら、地方の個人情報の保護を守っていくという形になります。

以上です。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 自治体が市民の個人情報を守る最後の砦なわけですから、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

もう1点、今回の施行条例の中には盛り込まれていませんが、国としては、この改正の大きな目的は、個人情報を匿名加工してデータ流通させるということが大きな、そのための改正なわけなんですよ。今回は本市は盛り込んでいませんけれども、国はそれを大きな目的としているということについては、この匿名加工情報の提供について本市はどのようにお考えなのか伺います。

○鈴木（道）委員長 西野総務課長。

○西野総務課長 ただいま宇田議員からご質問のありました匿名加工情報制度、まずこの制度なんですが、この制度につきましては、個人情報を個人が特定できない水準まで加工した上で、民間事業者に提供することにより情報の活用を図る制度であります。匿名加工情報の募集、提供につきましては、今回の法改正により県及び政令指定都市で義務化されましたが、それ以外の自治体では当分の間、実施は任意とされております。これは、実際に匿名加工情報が提供された事例が少なく、情報の加工方法、審査方法等について様々な課題があることから、当初は県及び政令指定都市のみを対象としたものとされております。したがって、当市につきましては、各課題が解消され、個人情報の保護が確保できると判断したタイミングで、当該制度の実施のほうを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございませんか。宇田委員。

○宇田委員 議案の97号のほうですけれども、これは、今回の条例改正により市情報公開・個人情報保護審査会の権限や役割がどう変わるのか、後退することはあるのかということについて伺います。

○鈴木（道）委員長 西野総務課長。

○西野総務課長 ただいま宇田議員のほうからご質問がありました情報公開・個人情報保護審査会の権限や役割につきましては、変更はありませんので、制度の後退にはつながらないもの

と考えてございます。

以上でございます。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 議案第96号 ひたちなか市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対の立場から討論します。

本条例案は、2021年5月に成立したデジタル改革関連法に基づき、本市が独自に制定した個人情報保護条例を廃止させ、国が定めた全国共通のルールに一元化させるものです。国の個人情報保護法の目的は、国や地方自治体を持つ膨大な個人情報を国の成長戦略に位置づけ、データとして民間企業に提供する仕組みをつくることです。個人情報を守るべきものとするよりも、データとして活用するものとして扱うことは、情報の自己コントロール権の侵害、プライバシー保護の後退と言えます。

また、本市が住民との間で直接責任を負う個人情報保護の仕組みを廃止させ、国に一元化させる中央集権的なやり方は、自治権の侵害であり、地方分権に逆行します。

以上指摘し、反対討論とします。

○鈴木（道）委員長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。

最初に、議案第96号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○鈴木（道）委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第97号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○鈴木（道）委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第98号 ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。小倉総務部長。

○小倉総務部長 それでは、議案第98号 ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

○鈴木（道）委員長 着座にて。

○小倉総務部長 失礼します。

議案書のほかに説明資料を用意させていただいておりますので、そちらのほうをご覧ください。

まず、1番の改正理由ですけれども、令和4年8月8日付の人事院の給与改定に関する勧告及び国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律の改正内容を踏まえまして、本市の一般職の職員の給料表の月額及び勤勉手当の支給割合を引き上げる改正を行うものでございます。これらに関連いたしまして、再任用職員の勤勉手当の支給割合、特別職及び特定任期付職員の期末手当の支給割合を引き上げるなど、所要の改正を行おうとするものでございます。

2の改正となる条例及び改正内容であります。ひたちなか市職員の給与に関する条例の改正、これは改正条例の第1条に記載してありますけれども、これにつきましては、一般職の勤勉手当における12月の支給割合を0.1月、再任用職員の勤勉手当における12月の支給割合を0.05月引き上げるとともに、給料表の月額について初任給及び若年層の給与月額を引き上げることで、給料表全体としては平均で0.3%引き上げる改正をしようとするものであります。

また、(2)改正条例の第2条のほうに記載してありますけれども、これは一般職の6月及び12月の勤勉手当の支給割合を令和5年度以降均等になるように配分をしようとするものであります。

次に、(3)ひたちなか市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例、改正条例の第3条です。こちらでは、特別職及び市議会議員の12月の期末手当の支給割合を0.05月引き上げようとするものであります。

また、(4)の改正条例の第4条では、特別職及び市議会議員の6月及び12月の期末手当の支給割合を令和5年度以降均等になるように配分しようとするものであります。

次に、(5)ひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、改正条例の第5条では、特定任期付職員の給料表を一般職の職員の給料表に準じて引き上げるとともに、12月の期末手当の支給割合を0.05月引き上げようとするものであります。

また、(6)改正条例の第6条では、特定任期付職員の6月及び12月の期末手当の支給割合を令和5年度以降均等になるように配分しようとするものであります。

3番で、適用日につきましては、令和4年4月1日から適用いたしまして、改正条例第2条、第4条、第6条については、令和5年4月1日から適用しようとするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第99号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。小倉総務部長。

○小倉総務部長 それでは、議案第99号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定についてご説明を申し上げます。

○鈴木（道）委員長 着座にて。

○小倉総務部長 失礼します。

こちらにも議案書のほかに説明資料を用意させていただいておりますので、そちらをご覧ください。

まず、1の改正理由ですが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行を踏まえまして、職員の定年年齢を段階的に65歳へ引き上げるなど、所要の改正をするものであります。

2番の定年引上げの概要であります。 （1）定年年齢の段階的な引上げにつきましては、職員の定年年齢を65歳とした上で、令和5年度から13年度までに2年に1歳ずつ段階的に引き上げる措置を講じるものであります。

（2）管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制であります。これにつきましては、管理職手当の支給を受ける職員等を対象としまして、60歳に達した日の後の最初の4月1日に管理監督職以外の職へ降任する制度を導入するものであります。

（3）60歳に達した職員の給料月額については、60歳に達した日の後の最初の4月1日以降、それまで受けていた額の7割水準とする措置を導入するものであります。

（4）定年前再任用短時間勤務制につきましては、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するために、60歳以降の定年前に退職した職員を本人の希望で短時間勤務の職で再任用することができる制度を導入するものであります。また、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みである暫定再任用制度を措置するものであります。

（5）情報提供・意思確認制度につきましては、職員自身が60歳以後の任用、給与、退職手当の制度について十分認識をした上で、勤務の意思を決定するための情報提供を行う制度を導入するものであります。

次に、改正となる条例及び主な改正内容であります。先ほど申し上げました制度の導入に伴いまして、合計14本の関係条例の改正を行うものです。

まず、（1）改正条例の第1条では、ひたちなか市職員の定数条例の改正を行います。こちらでは、定年年齢の段階的な引上げによりまして、令和13年度までは定年退職をする者が2

年に一度となりますことから、定数上限の制約によりまして、退職者の補充を基本とした従来どおりの採用を続けられなくなり、職員の年齢階層に不均衡が生じることとなります。定年で退職しないので、補充ができないということが生じます。このために、年齢階層を平準化するには毎年一定の人数を採用していく必要があることから、一時的に増員の見込まれる職員数を上限といたしまして定数を引き上げる。具体的には現行の947人から980人に枠を拡大するというものでございます。

次に、(2)改正条例の第2条です。ひたちなか市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、こちらは地方公務員法の改正に伴う条項ずれに伴う改正でございます。

次のページ、2ページ目に参りまして、(3)改正条例の第3条、ひたちなか市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例では、降給の事由として、60歳に達した職員の給料月額を7割措置とする旨を規定しようとするものであります。

(4)改正条例の第4条、ひたちなか市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例において、減給の効果について、減給期間中に給料月額が変わった場合の減給額の規定を追加しようとするものであります。

(5)改正条例第5条、ひたちなか市職員の定年等に関する条例では、定年年齢の段階的な引上げや管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制、情報提供・意思確認制度などについて規定をするものであります。

(6)から(9)、こちらは地方公務員法の改正による条項ずれ、それから、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員と名称を改めるなどの対応をするものであります。

(10)ひたちなか市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例では、定年年齢の引上げに合わせまして、高齢者部分休業を申請できる年齢を現行の55歳から65歳に引き上げた上で、令和5年度から13年度までに2年に1歳ずつ段階的に引き上げようとするものです。

(11)ひたちなか市職員の給与に関する条例では、60歳に達した職員の給料月額については、60歳に達した日の後の最初の4月1日以降、それまで受けていた額の7割水準とする旨を定めるものであります。

(12)ひたちなか市職員の旅費に関する条例では、地方公務員法の改正による条項ずれに伴う改正を行います。

(13)ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、こちらでは60歳に達した職員の給料月額7割措置や高齢者部分休業の年齢の段階的な引上げを行うものです。

それから最後に、(14)ひたちなか市職員の再任用に関する条例において、現行の再任用制度を廃止いたしますので、条例を廃止するものであります。

4番の施行日につきましては、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木(道)委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 ただいまの説明で、定年が延長されても職員定数を増やすことで、新規の若い職

員の採用はしっかりやっていくというご説明でしたけれども、若い職員のキャリアアップという面についてはどのようにお考えなのか伺います。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 ただいまのご質問ですけれども、若い職員のキャリアアップということですが、現在もやっております若い職員につきましては、やはり地方公務員としての基本的な知識、あとコミュニケーション、そういった基礎的な能力についてをやはり階層別研修などにおいて実施しながらキャリアを積んでいただくということで、これまでどおり引き続き実施していきたいと考えております。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 私が質問したかったことは、これまでも再任用ということで引き続き職場に残っておられる職員の方はいたわけですが、これからは再任用じゃなくて正規の職員として60歳以降も引き続き、役職は降りるけれどもということなわけですね。そういう意味で、役職を降りた60歳以降の職員の方というのは、どういうところに位置して今後は働かれるのかと。そうすると、若い職員がキャリアを積んでいくときの、その考え方というんですかね。それは、ちょっとなかなかうまく私も説明できないんですけども、そのところを心配しているわけなんですけども、いかがでしょうか。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 ただいまの、定年の延長になりまして60歳以降の働き方ということになりますけども、60歳以降の職員につきましては、やはりこれまでの知識、経験、こういったものを生かして、やりがいにつなげていただいて働いていただきたいと思います。

また、60歳以降に期待される役割として、まず、先ほど言いました知識、経験、そういったものを担当者として生かしていただく。また、知識や経験、専門性を自ら提案をしまして、若い職員に対して支援、そういった知識を伝承していく、こういった役割があると思います。また、管理監督職、そういった経験を生かして、管理職業務のフォローアップを行う。こういったことで、60歳以降の職員が下の職員に対してやはりフォローアップ、知識を伝承していく、そういった役割をしていただくように人事配置のほうも考えていきたいと考えております。

○鈴木（道）委員長 小倉総務部長。

○小倉総務部長 ちょっと補足をさせていただきます。恐らく定年退職をしないベテランの職員が職場に張りついていると、若い職員も気を遣って、なかなかキャリアアップという意味では阻害要因になるのではないかとといったようなご懸念かと思えます。今回の制度で、60歳を過ぎた者は役職も降りて、一係員として仕事をするようになります。そういった意味で、若い職員を支えながら、職場の一係員としてまた新たに仕事に励むということになるわけですので、若い職員のキャリアアップ、若い職員が役職に就いて十分能力を発揮していくことについて、阻害要因とならないような人事配置等について考慮していきたいと考えております。

以上です。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 60歳といってもまだまだばりばり働ける年齢だと私も思っていますので、阻害になるとか、そんなふうに思っているわけではなくて、若い職員が辞めていく傾向なんていうのも今はあるので、しっかりと支えて、上手に若い職員を伸ばしていけるような職場づくりの一環として、私は活躍していただくことを期待しておりますので、お願いしたいと思います。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございますか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 定年の引上げで65歳までという形になるんですが、60歳以降の4月1日から給与が約3割カット、7割という形。心配されるのが、60歳以降の職員さんのモチベーションの低下というところが、これは一般企業も含めていろいろ心配されます。やはりいわゆる今までの経験ややりがいや知識を生かしてという形でやっていただくことが一番必要なんだと思いますが、人事という面で、今後60歳以降の方の研修、もしくはそういったやりがい等を含めたものも重要視されてくるんじゃないのかなと。給料が3割減った中で、モチベーションが低下された中で、庁舎全体がそういう雰囲気になってきてしまっていて、それはやはり懸念されることでもありますので、絶対そうなってはいけないことだと思うんです。そういった部分で、教育という部分でどういうお考えをお持ちになるかお聞きしたいんですが。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 やはり今、大内（健）議員が言われたような心配も懸念されるところでございますので、高齢の職員に活躍していただくためには、先ほどの期待された役割、こういったものを本人が理解してモチベーションを保って、維持していくということが重要であると考えております。今後、定年引上げとなる職員につきましては、これまでの管理職から非管理職となる方もいらっしゃいますので、そういった上司と部下の逆転するときの心構え、また、後進の人の必要性、そういったものを内容とした研修なども実施していきたいと思えます。

また、実施時期につきましても、60歳になってから実施するのではなくて、その前の段階、50代、こういった時期にも階層別研修の機会を捉えて、今後のキャリアを見据えた研修などをしていきたいと考えてございます。

○鈴木（道）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 その点、ぜひよろしくお聞きしたいと思います。

あと、もう1点なんですが、今後、庁舎全体の職員の平均年齢というのは、やはり定年が65歳までならば徐々に上がっていくわけですね。そういった中で、若手の積極採用ももちろん必要だと思いますし、やはり職員全体の平均年齢が上がれば、様々な点で、体力的な面を含めて、私も60手前にして大分体力が落ちてくるのを感じているところなんです。そういった部分で、職員全体数のそういった体力的な面、また様々な点で、やはり落ちてくる部分はあると思うんです。そういった部分を、庁舎全体を職員の皆さんが活気あるものにしていくためにも、若手の積極的な採用とか、そういうバランス感覚というのが非常に重要になってくるとは思うんですが、そういった部分、どういうお考えになっていますでしょうか。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 やはり先ほど言われましたとおり、若手のそういった職員も一定程度必要であると考えておりますので、採用につきましては、今後定年引上げの10年間経過期間がありますので、その辺を10年平均をして、平準化して、新規の採用の職員は確保していきたいと考えてございます。

○鈴木（道）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 ありがとうございます。実際延長してみて、様々問題点等も発生、出てくると思います。その都度、慎重によく調査などを出していただいて、庁舎全体、職員の方々に問題がないような形でやっていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

次に、請願の審査を行います。

継続審査になっております請願第30号 人事委員会設置に関することについてを議題とします。

請願書につきましては、お手元に写しを配付しております。

朗読は省略いたします。

何かご意見等ありましたら発言を願います。薄井委員。

○薄井委員 この請願第30号につきましては、前回から継続審議ということになっておりました。その中で、この間、新たな動きもなく、判断となるものもない中で、今回の請願の趣旨というのは、人事委員会設置の目的とは一致しないというふうに考えますし、本市においても公平委員会は既に設置しております、効率的な行政運営の観点からも、今回は人事委員会の設置というのは適切ではないと考えまして、不採択でよいのかなというふうに私自身は思います。

以上です。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見等ございますでしょうか。深谷委員。

○深谷委員 私も3か月間の間にいろいろ調べた中でも、やっぱり15万人の中の他市、和歌山だったんですけども、ちょっと聞いてみて、あえてここに人事委員を設置するという理由が見当たらないという部分と、先ほど同僚議員から言ったように、目的が種々、ちょっとやっぱ

り値しないのかなという。十分今のところでも市にそういう役割を果たしているということもありますので、この案件に関しては採択ではなくて不採択という方向に結論をいたしました。

以上です。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見ございますか。宇田委員。

○宇田委員 私も同じような理由で、人事委員会を設置するという内容のこの請願は不採択すべきものと思いますけれども、この請願者の趣旨の中にある請願に対する願いというのは、ひたしな市職員の意識向上を図ることで、市民に対する業務の質の向上を求めているわけですので、この点はしっかりと重く受け止めた上で、この請願自体は不採択というふうに私は考えます。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 それでは、ご意見がないようですので、ただいまの内容でございまして、採決をしたいと思います。その前に討論を求めたいと思います。

これより討論を行います。討論ございませんか。薄井委員。

○薄井委員 請願第30号につきましては、先ほども述べたように、今回の請願の趣旨と人事委員会設置の目的は必ずしも一致はしていないと考えておりまして、特段継続審議の中で新たな動き、判断材料もないということですので、公平委員会はもう設置している中での観点からも、今回の請願第30号は不採択すべきというふうに思います。

○鈴木（道）委員長 ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

それでは、これより採決を行います。本件は採択すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○鈴木（道）委員長 起立少数です。よって、本件は不採択とすべきものとするに決定をいたしました。

以上で請願の審査を終了します。

執行部は退席を願います。

（執行部退席）

○鈴木（道）委員長 それでは、次に、協議に移ります。

3月の定例会までの間に所管事務調査を行いたいと考えております。次期定例会までに開催するかどうかも含めて、内容についてはぜひとも正副委員長にお任せいただきたいと思いますと思いますが、皆様ご意見等ありますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 それでは、異議なしということで、正副に一任をいただきたいと思います。

日程につきましては、現在幾つか案がございますので、まず例示したいと思います。

次回の総務生活委員会の所管事務調査の日程につきましては、執行部との調整の上でございますが、候補日として1月30日（月曜日）午前10時からを検討しておりますが、皆様日程はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この日程で執行部と調整をしていきたいと思っておりますので、皆様よろしくお願いたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

継続調査申出書（案）を配付します。

（資料配付）

○鈴木（道）委員長 それでは、閉会中の継続調査申し出について事務局職員に説明をさせます。佐藤主幹。

○佐藤主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書（案）についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、本会議最終日に委員会から継続調査の申し出をするものでございます。

案件といたしましては、企画行政について、行財政改革について、税務行政について、市民生活行政についてということで、総務生活委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様のご了解が得られれば、このような形で提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○鈴木（道）委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 それでは、この案のとおり提出をしたいと思っております。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、以上のように閉会中の継続調査申し出を本会議最終日に提出いたします。

次に、その他に入ります。何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 それでは、以上で本委員会に付託された案件は全て終了しました。

これをもって総務生活委員会を閉会します。

午前10時50分 閉会